

国民健康保険システム標準化 検討・課題事項一覧

令和4年3月25日 現在

No.	対応状況	発生日	起票元	資料	懸案・課題	状況・回答	調整担当	完了日	備考
1	仕掛	#####	資格管理WT（第1回）	機能・帳票要件（資格管理）	退職者医療制度の終了に伴い、これに関連する機能の取り扱いを検討する必要がある。 各業務WTでの検討結果より、制度の対象者は令和8年まで存在することから、国保システムでの資格の登録・管理については実装必須機能とすることとした。一方、帳票等への出力・集計機能については、対象者が極小であれば、システム外での対応が可能であり、機能を実装することの効果を得られないことから、事務局にて資格を有する被保険者数を調査し、その数が極小であれば実装しない機能へと変更することを検討する。	【3/25】 全国意見照会に向けて標準仕様書（案）での示し方を決定するため、事務局にて現存する資格を有する被保険者数を確認したところ、令和3年4月時点で全国に54人現存していることが分かった。確認結果を踏まえ、機能の取り扱いについて事務局にて検討中。	事務局		給付管理の機能についても同様に検討要
2	仕掛	R4.2.2	賦課管理WT（第1回）	機能・帳票要件（賦課管理）	現時点の標準仕様書（案）では仮算定処理ができることを必須機能として定義しているが、仮算定を廃止し本算定のみ実施する団体が増えていることから、第1回賦課WTでの検討結果より、仮算定を実施している市町村数が極小である場合、実装オプション機能へと変更することを検討する。	【3/23】 市町村事務処理標準システムを利用中の市区町村を対象に、仮算定を実施している市区町村について調査したところ、約6分の1の団体（約60団体）が仮算定の運用を実施していることが分かった。従って、標準仕様書（案）においては、仮算定に関する機能を実装必須機能として示したうえで、全国意見照会にかけることとする方針とし、全国意見照会の結果を踏まえ、最終的に標準仕様書（第1.0版）での示し方を検討することとしたい。	事務局		
3	仕掛	R4.2.4	給付管理WT（第1回）	機能・帳票要件（給付管理）	高額療養費貸付（受領委任）に関する取り扱いについて、実施している市町村は多くないものの一定数存在することから、現時点の標準仕様書（案）においては実装オプション機能としていたが、第1回給付WTにおいて、実施している数が極小であれば実装不可機能へと変更すべきではないかとの意見をいただいた。そのため、事務局にて高額療養費貸付（受領委任）を実施している市町村数を調査し、その数が極小であれば、実装不可機能へと変更することを検討する。	【3/23】 事務局にて高額療養費貸付（受領委任）を実施している市町村数を確認中。 なお、確認が取れなかった場合は、全国意見照会における標準仕様書（案）では、高額療養費貸付（受領委任）に関する機能を実装オプション機能として示し、全国からのご意見を伺ったうえで最終的に標準仕様書（第1.0版）での示し方を検討することとしたい。	事務局		
4	未着手	R4.3.18	WT（第2回）	デジタル3原則に基づくBPR	マイナポータル・びったりサービスについて、第2回WTにて必要となる手続きの事務局案に対して「対象とすべき／対象外とすべき」といった多数のご意見をいただいた。ご意見を基に事務局にて整理を行ったうえで、今後厚生労働省等と協議を行い、国民健康保険システムとして何を実装すべきか検討する。		事務局		
5	未着手	R4.3.18	WT（第2回）	デジタル3原則に基づくBPR	引越しワンストップサービスについて、仮登録時に必要となる機能に対し多数のご意見を頂き、引き続き必要性を検討すべきと考えるが、実現するためには課題も多いため、いただいたご意見を踏まえ今後厚生労働省等と協議を行い、国民健康保険システムとして必要な機能について検討する。		事務局		
6	未着手	R4.3.18	WT（第2回）	デジタル3原則に基づくBPR	公金給付について、令和4年3月17日に厚生労働省国民健康保険課より事務連絡「公金受取口座を活用した公金給付の実施に向けて」が発出されており、いただいたご意見と併せて、市町村事務処理標準システムの機能要件として検討する。		事務局		
7	未着手	R4.3.18	WT（第2回）	共通的な整理を行う事項	デジタル庁様において、データ要件・連携要件仕様書を検討されている状況であり、デジタル庁様よりデータ要件・連携要件仕様書が公開された以降、国保の標準仕様書における管理項目やEUC項目、帳票の文字数等の考え方について、データ要件・連携要件仕様書と同期を図るべきものについては、確認のうえ必要に応じて反映を行う。		事務局		
8	未着手	R4.3.18	WT（第2回）	共通的な整理を行う事項	帳票レイアウトについて、標準仕様書でお示しているもの（基本的には市町村事務処理標準システムのレイアウトに準拠）は、これまでの制度改革等の経緯や用紙サイズの制限により、一部最適ではない可能性はあるものの、見やすさ等に極力配慮していると考えている。 しかし、第2回WTにて「枠が小さい、統一性がない」「一部の団体において、通知書や申請書等の市民向け帳票は見やすさの観点からユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトを採用している。」といったご意見を頂き、問い合わせが少なくなることを目的としたユニバーサルデザインの必要性について考慮する必要があると考えることから、独自のレイアウトを認める、もしくは標準仕様書としてユニバーサルデザインを取り入れたレイアウトに改める等の対応を、各業務と足並みを揃える形で検討する。		事務局		